

平成27年度における日本年金機構の中小企業者に関する契約の方針

日本年金機構は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成27年8月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、平成27年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約311億円、比率が53.7%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

基本方針においては、新規中小企業者の契約比率については、「平成27年度から平成29年度までの3年間で、平成26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるように努めるものとする。」と定められていることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの3年間で、国等全体の目標である平成26年度比で倍増に資するものとなるように努めるものとし、今後、新規中小企業者の契約実績等の把握に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

- 1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮
被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注にあたっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しないものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するように努めるものとする。

オープンカウンター方式による調達についても、ホームページに調達情報を掲載することによって、中小企業・小規模事業者の参加者の拡大を図る。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

3 官公需に関する相談体制の整備

「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

4 一括調達における事例の活用

一括調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

5 一括調達における下位等級者の参加の推進

一括調達による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

6 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

各拠点において消費される調達について、少額の随意契約による場合には、各拠点管内の中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないようホームページに調達情報を掲載し、オープンカウンター方式により、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加の推進

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

「官公需相談窓口」の担当は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 上記第1.～第3.に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構の全ての拠点（機構本部、各ブロック本部、事務センター及び年金事務所）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、機構本部に推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部署に対し改善策を指示する。

付則

○本契約の方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

- 本部長 ： 人事・会計部門担当理事
- 副本部長 ： 調達部長
- 本部員 ： 調達部調達管理グループ長
- ： 調達部契約グループ長
- ： 調達部外部委託管理グループ長

(事務局 調達部調達管理グループ)

なお、本部員には、必要に応じて各部署の契約責任者を追加することとする。